

30. 中毒(誤飲)処置で吐かせてはいけない時

中毒(誤飲)が発生して通常3～4時間以内で、中毒物質が胃内に留まっていると思われる時、意識清明で嘔下反射や咳嗽反射が十分であれば、まず吐かせることが先決である。水や牛乳を飲ませて物理的に咽頭を刺激したり、催吐薬のトコンシロップを投与して催吐を実施するが、下記のような場合は、かえって重篤な状態に陥ることもあり注意が必要である。

〔吐かせてはいけない人・状況〕

- ・ショックの時。
 - ・昏睡または意識障害が進行している人。
吐物による窒息や誤嚥性肺炎を起こす可能性がある。
 - ・痙攣を起こしている人。
痙攣が増悪および吐物による窒息や誤嚥性肺炎を起こす可能性がある。
 - ・6ヶ月以下の乳児。
嘔吐反射が不十分。
 - ・制吐薬を服用した時。
- その他に絶対禁忌ではないが、妊娠末期、コントロールできない高血圧、不整脈、心肺機能が著しく低下している人などは注意が必要である。

〔吐かせてはいけない物〕

- ・強酸や強アルカリ等の腐食性物質。
上部消化管の損傷を拡大、誤嚥性肺炎や肺水腫等を起こす可能性がある。
- ・灯油、ガソリン、シンナー等の油性揮発性物質で局所刺激が少ない物。
誤嚥性肺炎や肺水腫等を起こす可能性がある。ただし、意識清明で嘔下反射や咳嗽反射が十分であれば可能。
- ・樟脳(カンフル)、ストリキニーネ等の嘔吐により痙攣を誘発する物質。
- ・鋭利な固形物質。

表1 吐かせてはいけない物の例

〔洗剤類〕

かびとり剤、しみ抜き剤(ベンジン系)、靴墨・靴クリーム(アニリン系)、さびどめ剤(防錆剤)、さびとり剤、住宅用洗剤、トイレ用洗剤、換気扇用洗剤、ドライクリーニング剤、排水パイプ用洗剤、漂白剤、ワックス

〔化粧品類〕

マニキュア液・マニキュア除光液、バスオイル、パーマ液(1液)、ベビーオイル

〔文具類〕

インク消し1液(シュウ酸)・2液(次亜塩素酸ナトリウム)、修正液・修正うすめ液、接着剤、油性マジックインキ

〔台所・身の回り品〕

乾燥剤(塩化カルシウム、生石灰)、トイレ用脱臭剤・消臭剤(有機酸系)、防虫剤(樟脳)

〔自動車用品〕

エンジンオイル、バッテリー液・補充液(硫酸系)、ブレーキオイル

〔塗料類〕

合成樹脂塗料、速乾ニス、塗料うすめ液、油性塗料、ラッカー

〔その他〕

強酸、強アルカリ、グリース、シンナー、灯油、ガソリン、ベンジン、メタアルデヒド(うじ殺し、火種用固形燃料等)

〔文献〕

西 勝英監：薬・毒物中毒救急マニュアル 改訂7版, 医薬ジャーナル社, 2003.

大垣市民病院薬剤部編：急性中毒ファイル 第3版, 廣川書店, 1996.

鶴飼 卓監：第三版 急性中毒処置の手引, 薬業時報社, 1999.

内藤裕史著：中毒百科 事例・病態・治療 改訂第2版, 南江堂, 2001.